

平成 28 年 2 月 12 日
東京税関総務部会計課

東京港湾合同庁舎等の施設管理・運營業務の入札結果及び
再度公告入札に向けた民間競争入札実施要項の見直しについて

1. 入札結果

官民競争入札等監理委員会の付議を経て、昨年 11 月に入札公告を行い、2 月に開札を行ったところ、以下のように、複数回の再度入札を実施したが、予定価格の制限に達する応札がなかったことから、入札不調となっている。

(1) スケジュール

- ・入札公告 平成 27 年 11 月 13 日 (金)
- ・企画書提出期限 平成 28 年 1 月 5 日 (火)
- ・評価委員会 平成 28 年 1 月 15 日 (金)
- ・開札 平成 28 年 2 月 9 日 (火) 及び 12 日 (金)

(2) 入札結果

入札説明書の受領	10 者
企画書の提出	1 者 (現事業者)
予定価格内の事業者 (開札)	0 者
予定価格内の事業者 (再度入札)	0 者 (再度入札を 3 回実施したが、入札価格が予定価格を上回り、4 回目で事業者が辞退を申し出たため不落となった。)

- ・入札状況：開札 2 月 9 日 (火) → 予定価格を下回らず
- 再度 1 回目 同日 → 予定価格を下回らず
- 再度 2 回目 同日 → 予定価格を下回らず
- 再度 3 回目 同日 → 予定価格を下回らず
- 再度 4 回目 2 月 12 日 (金) → 辞退

(3) 入札不調となった要因

今回、入札が不調となったことから、応札業者に対してヒアリングを行ったところ、「景気が上向いている状況やサミット、オリンピック等の需要増加により、賃金が上昇しており、5年契約を行う間に、更に人件費が増加することを見込まなければならない状況である。」とのことであった。

当方において積算した予定価格は、1年前に概算要求を行った予算額の範囲内において、市場価格や前回契約時の落札率等を加味したものとなっているが、今後の人件費増加までは見込んでおらず、その部分に金額の乖離があったため、落札に至らず、入札が不調となったものと考えている。

2. 再度公告入札に向けた見直し

上記の入札不調となった要因並びに本業務に係る予算は5年契約を前提とした国庫債務負担行為を活用しており、予算額を超えて契約することが会計法令上認められないことから、予算額の範囲内で受託事業者の選定を行うことは困難であると判断し、委託業務の縮小を図り、所要経費を削減することとしたい。

委託業務縮小にあたっては、東京港湾合同庁舎には複数の官庁が入居しており、各官庁の予算により実施するため、当該庁舎の仕様変更に伴う各官庁の合意を得るには、相当の時間を要することを踏まえ、東京税関の単独庁舎である大井出張所及び晴海庁舎の委託業務のうち清掃業務を入札実施要項から削除することとしたい。

本件業務は、庁舎の維持管理という性質上、4月1日から業務を開始する必要があり、早急に契約手続きを進める必要があることも考慮し、実施要項5.3の「初回の入札で落札者が決定しなかった場合の取扱いについて」（下記参照）に基づき、入札条件を見直した上で再度公告入札に付すこととしたい。

【参考】

(東京港湾合同庁舎等の施設管理・運營業務における民間競争入札実施要項)

5.3 初回の入札で落札者が決定しなかった場合の取扱いについて

入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行うこととし、これによってもなお落札者となるべき者が決定しない場合には、入札条件を見直し、再度公告入札に付することとする。

再度の公告によっても落札者となるべき者が決定しない場合又は業務の実施に必要な期間を確保することができない等のやむを得ない場合は、東京税関が自ら当該業務を実施すること等とし、その理由を公表するとともに、官民競争入札等監理委員会（以下、「監理委員会」という。）に報告するものとする。